

報告第 19 号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定により議会の議決により指定された事項について、別紙のとおり専決処分したので、同条第 2 項の規定により報告する。

令和 7 年 9 月 8 日提出

石垣市長 中山 義 隆

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定に基づき、議会の議決により指定された市長の専決処分事項について、次のとおり専決処分する。

令和 7 年 8 月 28 日

石垣市長 中 山 義 隆

1 事案の概要

令和 6 年度石垣市港湾事業特別会計に係る消費税及び地方消費税について、3 回目の中間納付期限を経過して納付した。納付遅滞に係る延滞税について石垣税務署から通知があったため、延滞税を納付する。

2 損害賠償の相手方 国

3 損害賠償額 1,900 円